

令和2年10月1日

## 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について

東京都下水道局では、工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について、下記のとおり策定しました。

### 記

#### 1 策定内容（別紙）

- （１） 一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で、工事が行えず工期を延長した場合（天候要因等の場合）の積算基準を策定

※工期延長等に伴う現場維持費等の費用を算定するもの

※工事一時中止の考え方等については、従来通り、工事請負契約設計変更ガイドラインをご参照ください。

- （２） 施工実態に即した、算定方式の係数の見直し

#### 2 設計変更について

- （１） 適用範囲

令和2年10月1日以降に起工する土木工事の工期延長等を対象とする。

- （２） 備考

一時中止を伴わない工期延長を必要とする場合は、作業中止の連絡記録等を基に不稼働日を算出し、発注者と協議してください。

技術開発課土木設計基準担当